

平成27年労第63号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB病院に雇用され、調理業務に従事していた。

請求人によれば、同僚及び上司とのトラブルや理解してくれていた同僚が退職したことなどにより、平成〇年〇月上旬から息切れ、動悸、興奮して寝付けない等の症状が出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し「適応障害」と診断されて入院加療し、同年平成〇年〇月〇日に退院した後、同月〇日、D病院に転医し「抑うつ状態（適応障害）」と診断され、入通院治療を続けた。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の有無及び発病時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、「傷病名については、抑うつ状態であるとして平成〇年〇月〇日に本人の希望により入院し、入院後数日以内に症状が消失したことから、内因的うつ病は否定的であることなどから「適応障害」と診断したものであり、発病の時期は請求人の話から平成〇年〇月頃に症状が出現したと推測される。」旨述べている。F医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、「傷病名は、活動性の低下、抑うつ気分、不眠、食欲低下の症状が職場での人間関係のこじれが見られた平成〇年〇月〇日前後から出現していることから「抑うつ状態（適応障害）」と診断したものであり、発病時期は、同月頃より、動悸、息切れ胃痛が出現し、同月〇日にC病院精神科を受診していることから、同月頃に発病したと考えられる。」旨述べている。

(2) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「傷病名については、請求人に現れた精神障害は、ICD-10の診断ガイドラインに照らして、「適応障害」（以下「本件疾病」という。）と診断するのが妥当である。発病時期については、請求人は『平成〇年〇月上旬、息切れ、動悸、興奮して寝付けない。胃に膨張するような痛み、体の震えがあり、下痢と便秘を繰り返すようになった。物忘れが激しくなる症状が出て来た。』と申述していることから、同年〇月上旬頃と判断するのが妥当である。」旨述べている。

この点、平成〇年〇月〇日付けG医師作成の意見書においては、請求人が、平成〇年〇月〇日に勤務先であるB病院に受診していることから、前職場と同様に当職場でも不適應を生じたとして、「不安神経症（適應障害）」との診断が下されている事実があり、平成〇年〇月上旬以前に症状が発現していた可能性は否定できないものの、請求人の申述、症状の経過及び医証に鑑みると、少なくとも同月上旬には本件疾病を発病していたことは間違いのないと思料するものであり、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

なお、請求代理人は、本件疾病の発病時期について、請求人の申述には記憶違いの可能性があり、当該申述を基にして判断することは妥当ではないとして、請求人が体調不良で出勤できなくなったのは平成〇年〇月〇日以降であることから、同月中旬とすべきである旨主張しているが、精神科医が精神障害の発病時期及び傷病名を判断するに当たっては、本人の申述が最も基本となるものであり、本件においては、請求人の申述が明らかに記憶違いであるとする証拠はなく、上記主張は認められない。

(3) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(4) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷となった出来事については、「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的な長時間労働は認められない。そこで、「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人及び請求代理人（以下「請求人ら」という。）が主張するいずれの出来事も確認できないか、若しくは客観的には極めてささいなトラブルであり、心理的負荷の評価の対象となる出来事として取り上げるに疑義なしとしなものであるが、仮にそれらの出来事を決定書理由第2の2の(2)のウのa、b及びcに掲げるとおり、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめるとすると、「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）、「理解してくれていた人の異動があった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅰ）及び「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）にそれぞれ該当す

るとみることができるが、それぞれの総合評価については、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、いずれも「弱」とであると判断する。

(5) 請求人らは、発病時期が平成〇年〇月上旬であったとしても、同年〇月〇日に請求人に対して行われた退職勧奨（解雇通告）は、本件疾病の症状を悪化させたと主張している。そこで同出来事について検討するも、当審査会としては、同出来事が請求人に発病した本件疾病を自然経過を超えて著しく悪化させたとは医学的に認められる「特別な出来事」であるとは認め難く、仮に本件疾病の悪化に影響をもたらしたとしても、認定基準に基づくと、業務に起因する疾病であるとは認められない。

(6) なお、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

(7) 以上のことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。